

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」という。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇い上げるために必要な費用の一部を補助することにより、潜在保育士の再就職を支援し、保育人材の確保を行うことを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、交付について必要な事項は、新潟市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新たに有資格保育補助者の雇上げを行う市内に所在する次の（１）から（４）の施設又は事業者とする。ただし、次の（５）及び（６）に掲げる施設は除く。

（１）児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

（２）児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。（３）の事業において同じ。）

（３）児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者

（４）子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成29年4月27日府子本第370号・雇児発0427第2号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

（５）申請時点で市税を滞納している法人等が運営する施設

(6) 申請時点で休止又は廃止している施設

- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは、申請者としな

(実施要件)

第3条 補助の対象により雇い上げる有資格保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 保育士資格を有する者であって雇用した日から起算して過去5年以内に保育士として就業していない者であること。
- (2) 本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付されていないこと。
- (3) 有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。補助対象者は、有資格保育補助者が補助期間終了後において、保育士として引き続き勤務することが出来るように出来る限り配慮すること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費の額は、有資格保育補助者の雇上げに必要な費用で別表に掲げるとおりとする。なお、補助金の交付決定前に実施した事業に係る経費も対象に含めることができる。

- 2 前項の規定の算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助金交付申請書(様式第1号)及び新潟市税の納税証明書（公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人を除く）を市長

に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、申請者に対し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知する。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納入させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならないこと。

(検査及び報告)

第8条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に申請者の事務所及び保育施設等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させることができる。

2 申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、申請内容の変更又は中止の申請をするときは、補助金交付変更申請書（様式第3号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、第8条の規定による検査等で補助金の交付決定を受けた者が本要綱に違反したこと、又は虚偽その他不正の手段により交付決定を受けたことが判明した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 前条第2項による交付決定の取消しの通知を受けた者で、当該取消しにかかる

部分について補助金の交付を受けているときは、補助金返還命令書（様式第 6 号）に基づき、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（実績報告）

第 1 2 条 申請者は、補助事業の成果を記載した事業実績報告書（様式第 7 号）により、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず市長が必要と認めた場合は、交付の審査にあたって必要な書類を提出させることができる。

（補助金の額の確定）

第 1 3 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助金の額の確定の通知を、補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第 1 4 条 補助金の交付を受けた申請者は、補助金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 3 0 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（その他）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 1 月 7 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用する。

別表 1（第 5 条関係）

上限額	補助率	対象経費
利用定員が 1 2 1 人未満の施設の場合 1 か所当たり年額 3, 1 1 7, 0 0 0 円	1 0 / 1 0	保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（ただし、保育士等処遇改善事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けている場合は、補助対象経費から除く。）
利用定員が 1 2 1 人以上の施設の場合 1 か所当たり年額 6, 2 3 4, 0 0 0 円	1 0 / 1 0	

別記様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）新 潟 市 長

申請者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

（施設名： ）

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金交付申請書

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金の申請者としての要件を満たしているため、補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助対象経費 円
- 4 交付申請額 円
- 5 補助事業の着手（予定）年月日
- 6 補助事業の完了（予定）年月日
- 7 情報の公表の内容、方法及び時期
- 8 添付書類
 - ・ 実施計画書

別記様式第2号（第6条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、新潟市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）

円

（不交付の理由）

- 3 交付条件

別記様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

（施設名： ）

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金交付変更申請書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市保育補助者雇上強化事業補助金について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

1 補助事業の名称

2 交付申請額 円

3 変更の内容

変更前	変更後

4 変更の理由

5 変更予定年月日

別記様式第4号（第9条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市保育補助者雇上強化事業補助金については、次のとおり変更したので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 既交付決定額 円

3 変更交付決定額 円

4 変更事項

変更前	変更後

5 変更理由

別記様式第5号（第10条関係）

第 号の

年 月 日

様

新潟市長

印

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号の で交付決定した新潟市保育補助者雇上強化事業補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしましたので通知します。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付決定取消額 円

4 取消理由

別記様式第 6 号（第 1 1 条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号の で金額の確定した（交付決定を取り消した）新潟市
保育補助者雇上強化事業補助金について、次のとおり返還を命じます。

記

1 返還額 円

2 返還期限

3 返還理由

別記様式第7号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

補助事業者 住 所

事業者名

代表者 職・氏名

（施設名： ）

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号の で交付決定のあった新潟市保育補助者雇上強化事業補助金について、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額及び実績報告額

交付決定額	円
実績報告額	円
- 3 補助事業完了年月日
- 4 情報の公表の状況
- 5 添付書類

別記様式第 8 号（第 1 3 条関係）

第 号の
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市保育補助者雇上強化事業補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった事業に対する補助金について、下記のとおり額の確定をしたので、新潟市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 円 |